

宮城県公報

行 政 部
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

条例（議員発議）

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する

条例

(議会事務局総務課)

一

条 例

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号口中「並びに」を「、」に、「をいう。」を「並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。」に改め、同条第三号中「及び」を「、」に改め、「地方独立行政法人」の下に「及び公社」を加え、同条第五号中「地方独立行政法人」の下に「公社」を加える。

第十二条第一項中「地方独立行政法人」の下に「公社」を加える。

第十四条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「開示決定等」の下に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による異議申立て」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求」に、「当該異議申立てについての決定」を「当該審査請求についての裁決」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項本文の規定は適用しない。

第十五条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「異議申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第二号中「異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第十六条第三項中「第百条第十八項」を「第百条第十九項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第八条第二号口、第三号及び第五号、第十二条第一項並びに第十六条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にされた宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第六条第一項に規定する開示決定等又は同条例第五条第一項に規定する開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。